

四建下第 98 号  
令和 5 年 9 月 15 日

各位

四国中央市長 篠原 実  
(建設部下水道課扱い)

### 下水道接続の無届工事について

日頃より、四国中央市下水道事業につきまして、ご理解ご協力をいただき御礼申し上げます。

下水道に接続する排水設備工事を行う場合は、市へ工事の届出が義務付けられています。

この度、四国中央市内において、排水設備等新設（増築・改築）確認申請書の提出がなされずに、また、市による申請書の確認がなされていないにもかかわらず、下水道接続の工事をしていたものが見受けられました。

四国中央市下水道条例第 6 条において、「排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。」とされています。

この条例に違反した場合、罰則（指定工事店の指定の取消しや条例違反による罰金など）が適用されることとなります。

つきましては、改めて四国中央市下水道条例を遵守していただき、各届出について遺漏なきよう徹底くださいますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら建設部下水道課までご相談ください。

問い合わせ先

四国中央市建設部 下水道課

TEL0896-28-6230

Fax0896-28-6189

参考：四国中央市下水道排水設備指定工事店規則

(遵守事項)

第 17 条 指定工事店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- (2) 工事は、適正な工費で施工し、工事の契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (4) 自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (5) 工事は、**条例第 6 条に規定する排水設備等の新設等の工事の計画に係る市長の確認を受けた後に着手すること。**
- (6) 工事は、責任技術者の技術上の管理下においてでなければ設計及び施工しないこと。
- (7) 工事の完了後 1 年以内に生じた故障等については、天災地変その他使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。

《排水設備工事等の届出》

工事の着手前……『排水設備等新設（増築・改築）確認申請書』を提出

工事の完了後……『排水設備等工事完了届書』

『下水道使用開始（休止・廃止）届書』を提出